

企業の社会貢献活動等による森林整備活動の現状と課題

平成18年2月6日

目 次

1 企業のCSR活動の現状	P 1
(1) CSRとは	P 1
(2) CSRの背景と意義	P 2
(3) 企業のCSR活動の取組状況	P 3
(4) 森林・林業分野での企業の取組事例	P 6
2 森林・林業分野におけるCSR活動の受入体制	P 9
(1) 森林・林業への国民の支援	P 9
(2) 国民参加の森林づくり	P 10
(3) 緑の募金	P 11
(4) 森林ボランティア活動への支援	P 12
(5) 森林整備活動を通じた企業の社会貢献活動の受入に係る取組状況	P 13
(6) 林野庁における企業のCSR活動への支援策	P 15
(参考) 木づかい運動の推進	P 17
3 主な社会貢献活動の受入施策に対する企業の意見等	P 18
4 企業の森林整備活動に関する検討会の主要論点と検討方向	P 19

1 企業のCSR活動の現状

(1) CSRとは

- CSR (Corporate Social Responsibility) とは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など、利益の追求以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的な取り組みと解されている。

◆ CSR (Corporate Social Responsibility) とは…

- 企業の社会的責任。
利益の追求だけではなく、企業活動の様々な社会的側面(環境保護、法律順守、人権擁護等)においても、バランスのとれた責任を果たすべきとする経営理念。
- 欧米の企業で1990年代後半から企業の評価基準として定着。環境や人権への取り組みをまとめたCSR報告書を発行、公表している。
- 我が国においても、CSRを積極的に評価し、活用すべきであるとの考え方が広まってきている。
- CSRの達成水準は、投資の選定基準にも影響することから、利益追求とCSR実践の両立は、企業の持続的発展にとって最重要課題とみなされるようになってきている。

◆ SRI (Socially Responsible Investment) とは…

- 社会的責任投資
投資対象の評価として、企業の財務的評価に加え、社会的(法令遵守)・環境的(企業活動による環境汚染対策等)要素を考慮して行われる投資。

◆ 国際機関での取組

- 国際連合「グローバル・コンパクト」
1999年にアナン事務総長が提唱。2000年に国連本部で発足。
企業を中心に、人権、労働、環境等の分野の普遍的な原則を提示し、個別企業に遵守・実践することを呼びかける運動。
世界70カ国以上から、1,200社を超える企業が参加。

【10原則】

(人権)

- ・ 国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
- ・ 人権侵害に加担しない。

(雇用)

- ・ 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
- ・ あらゆる形態の強制労働を排除する。
- ・ 児童労働を実効的に廃止する。
- ・ 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

(環境)

- ・ 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
- ・ 環境に対して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
- ・ 環境に優しい技術の開発と普及を促進する。

(腐敗防止)

- ・ 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

(2) CSRの背景と意義

- CSRに対する関心が高まってきた背景には、企業不祥事の発生や環境保護問題など企業を取り巻く社会の多様で大きな変化がある。
- 企業の利益追求とCSRの実践の両立は、企業の持続的発展にとって、不可欠な要素になってきている。

◆ CSRの背景

- 情報化社会の進展に伴う企業活動に対する関心の高まり
- 環境保護、失業問題等の社会問題化
- ステークホルダーの環境保護問題等に対する関心の高まりと発言力の増大
(注) ステークホルダーとは、一般的に、企業と利害関係を有する一般市民、消費者、株主、投資家、地域社会、従業員などを指す。
- NGO活動の活発化、影響力の増大
- 企業不祥事の発生と突然の破綻
- 金融手法の多様化（投資ファンド：SRIなど）

◆ ステークホルダー（利害関係者）の期待

- 一般市民
企業に対し、優れた製品・サービス等の提供はもとより、不測の事態発生へのリスク管理、環境保護、経営の透明性や情報公開等を期待。
- 投資家
投資の判断基準として、環境問題への対応のほか、製品安全、消費者保護、法令遵守等への取組度を重視。
近年は、環境配慮やリサイクル、省エネの取組を重視したファンドへの興味が増大。
- 地域社会
企業の立地する地元自治体や自然保護団体をはじめとするNPO等から、企業が地域の一員として環境保全に取り組むことへの期待が増大。

◆ 企業がCSRに取り組む意義

- 環境保全に対応した製品や社会貢献活動による企業ブランドの向上
- 人材の育成と企業モラルの向上
- 管理コストの低減を通じた競争力の向上
- 環境対応を怠ることにより消費者から受ける製品不買運動等のリスクの未然回避

(3) 企業のCSR活動の取組状況

- CSRが「社会に存在する企業として支払うべきコスト」であることへの認識が拡大しつつあり、CSRに対する企業の積極的な取組が始まっている。

◆企業のCSRの取組状況

●企業の取組

○組織体制

- ・企業内でのCSR担当部署、CSR委員会等の設置

○ステークホルダーとの関係

- ・CSRに関する基本的な方針の策定及び公表、研修等を通じた社員への徹底
- ・ステークホルダーとの対話集会の開催

○レポーティング

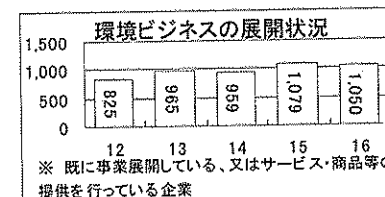
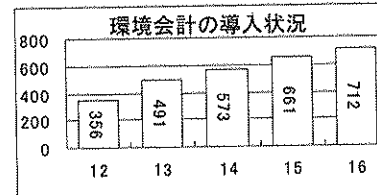
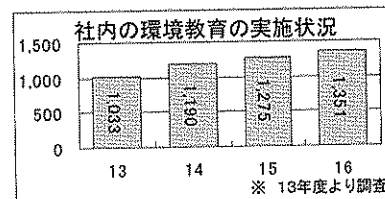
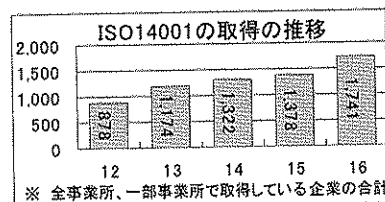
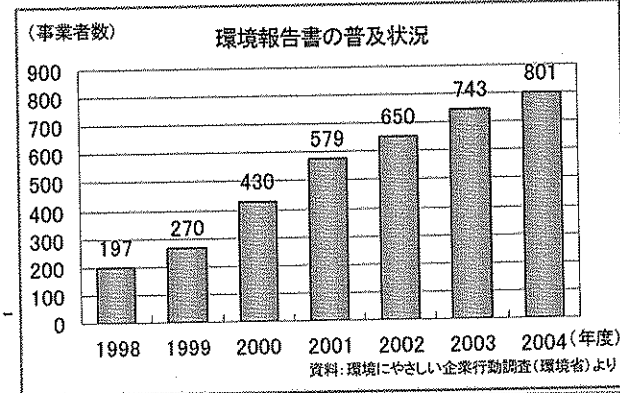
- ・企業活動報告書等の作成、公表

○サプライチェーンとの関係

- ・原料調達過程等における取引先に対する環境配慮と社会的責任の要求

●重視する取組

- ・環境保護活動 ex. 地球温暖化防止活動、ISO14001の取得など
- ・社会貢献活動の実施
- ・従業員に対する環境教育の実施
- ・企業情報の開示 ex. サステナビリティ・レポートなどの作成、公表
- ・環境会計の導入
- ・環境ビジネスの展開 等



※ 単位: 全て事業者数

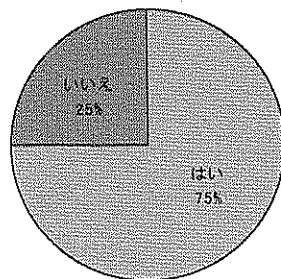
資料: 「環境にやさしい企業行動調査」(環境省)より

◆ CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果（（社）日本経済団体連合会）
（調査時期：2005年3月～4月、調査対象1,324社）

① CSRへの取り組み

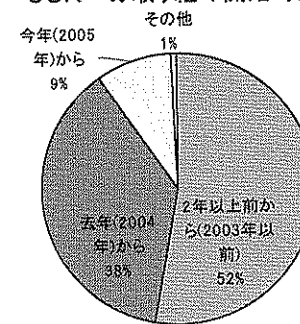
- ・ CSRを意識して活動している企業は75%（430社）にのぼる
- ・ CSRへの取り組み開始時期は、「2年以上前から（2003年度以前）」が過半数以上
- ・ 去年と今年から取り組みを始めた企業が5割弱を占め、近年、取り組みが急速にのびていることが分かる

CSRを意識して活動しているか



N=572社

CSRへの取り組み開始時期

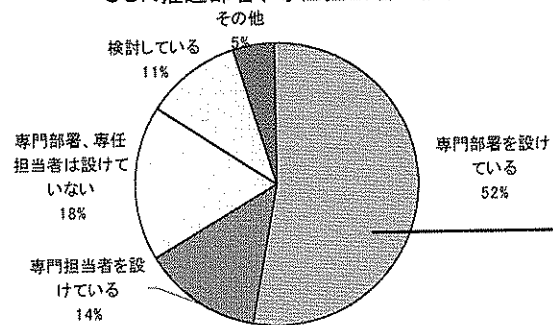


N=427社

② CSR社内体制の整備

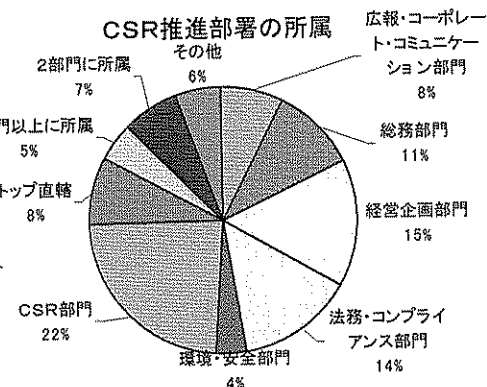
- ・ 専門部署を設けている52%（225社）、専門部署は設けていないが専任担当者を置いている14%（58社）となっており、CSRの社内体制が整備されている企業は約7割にのぼる
- ・ CSR推進部署の所属、専任担当者の所属は多岐にわたる

CSR推進部署、専任担当者の設置



N=430社

CSR推進部署の所属



◆ (社) 日本経済団体連合会「企業の社会的責任 (CSR) 推進に当たっての基本的考え方」(2004年2月)

- ① 日本経団連は、CSRの積極的推進に取り組む。
- ② CSRは官主導ではなく、民間の自主的な取組によって進められるべきである。
- ③ 企業行動憲章及び実行の手引きを見直し、CSR指針とする。

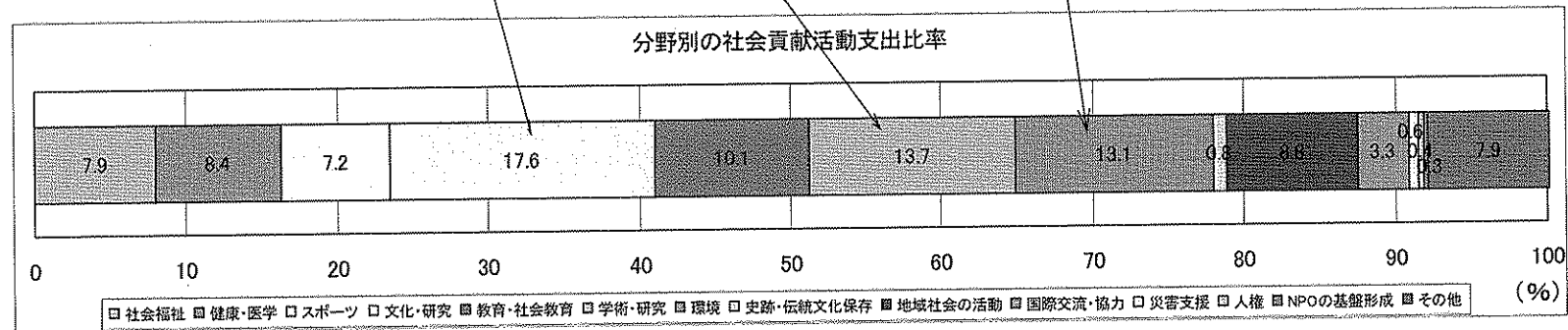
◆ 社会貢献活動実績調査 ((社) 日本経済団体連合会 社会貢献推進委員会・1%クラブ^{※1})

(日本経団連が、会員企業、1%クラブ会員に対して、2003年度の社会貢献支出額^{※2}、その経常利益に対する比率等について調査したもの。)

① 社会貢献活動支出額等の状況

- 社会貢献活動支出額の1社平均は3.3億円(369社)。(うち、寄付金2.2億円、自主プログラムに対する支出額1.05億円)
- 社会貢献活動支出額の経常利益に占める割合は1.54%(323社)。

② 分野別の社会貢献活動支出比率は、①文化・芸術(17.6%)、②学術・研究(13.7%)、③環境(13.1%)の順となっている。



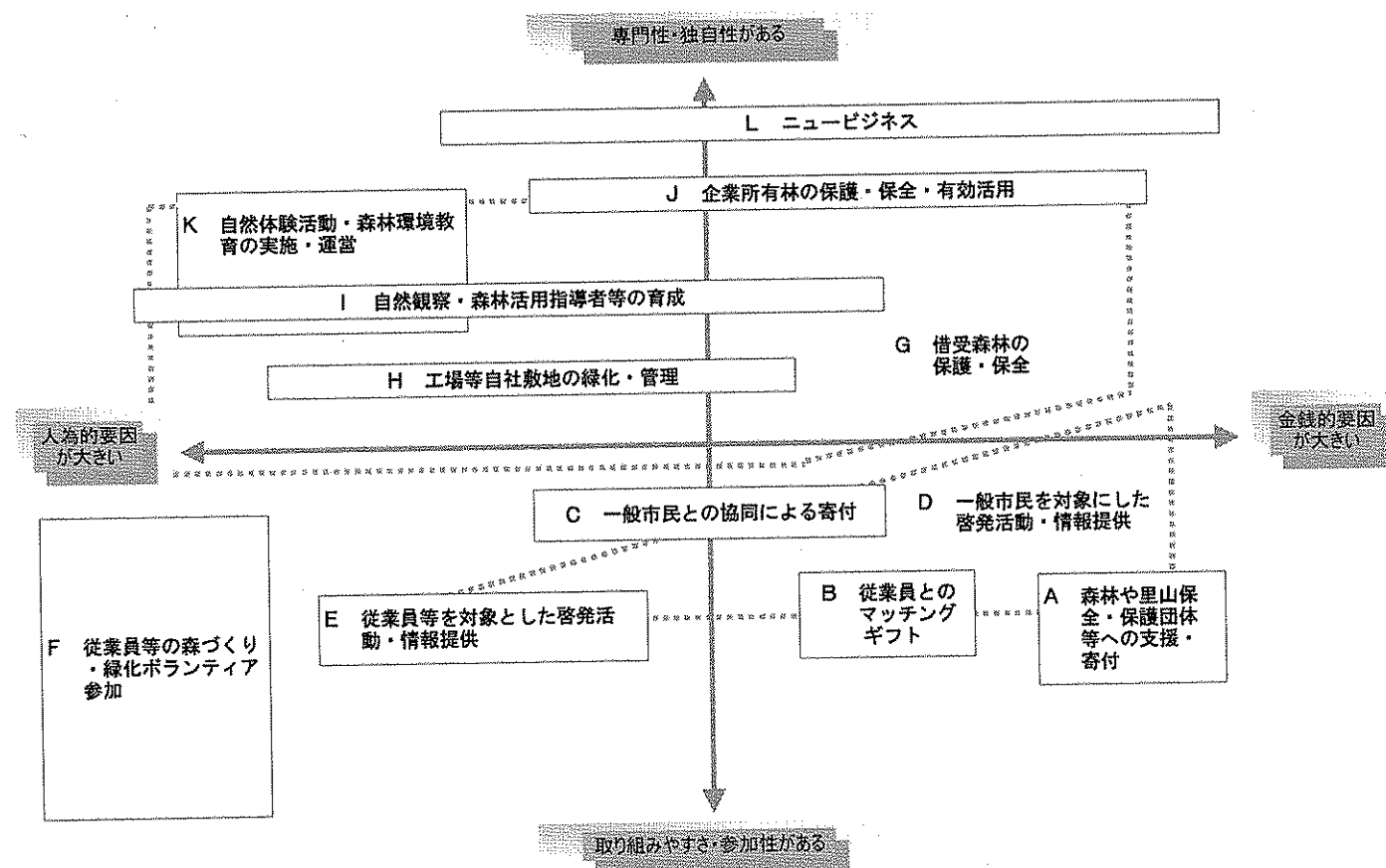
※1 1%クラブ：経常利益や可処分所得の1%相当額以上を自主的に社会貢献活動に支出しようと努める企業や個人

※2 社会貢献活動支出額とは：①寄付金総額(税法上免税とされるか否かにかかわらず、社会貢献を目的とした寄付金、現物寄付等)、②社会貢献を目的とした自主プログラムに関する支出額(税法上、広告・宣伝費等で処理されていても、実質は社会貢献活動と企業が認識している支出を含む)の合計。

(4) 森林・林業分野での企業の取組事例

- 森林・林業分野でのCSR活動は、企業による国有林や民有林の多様な森林を対象とした森林の整備、従業員や顧客による森林ボランティア活動のほか、巨樹・巨木の保全活動を行う協議会への寄付、森林環境教育の実施など多様な手法により取り組まれている。

◆ 企業による森林の保全・活用に関する活動の事例及び位置づけ



出所: 企業が取り組む森林と里山保全・活用事例集(全国森林組合連合会)をもとに作成

(取組事例)

A 森林や里山保全・保護団体等への支援・寄付

【巨樹・巨木保護運動への寄付】

国有林では、全国各地で、次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木を中心とした森林生態系に着目し、代表的な巨樹・巨木を「森の巨人たち百選」として選定。

A社は、全国各地でこの「巨樹・巨木保護運動」を展開している協議会を支援するため「巨樹・巨木保護基金」に対して寄付を実施。

著作権の関係
で掲載不可

B 従業員とのマッチングギフト

【給与の“端数”を拠出】

F社では、1991年に「端数倶楽部」を設立。

趣旨に賛同する従業員によって自発的、自主的に運営されている。

給与の端数（100円未満の金額）を個人の自由意志（一口：100円×n）により継続的に拠出してもらい、会員が必要と考える分野（自然環境、福祉、文化教育、国際）で、有効に役立てるというもの。

資金を外部に寄付するときは、会社から同額が上乘せ（マッチングギフト）される。

これまでに、60近くの環境保護団体等に寄付活動が続けている。

著作権の関係で掲載不可

C 一般市民との協同による寄付

【顧客の募金にマッチングギフト】

S社では、1993年にみどりの基金を設立し、店頭でのお客様からの募金に、前年度募金総額の30%を同社が加えて基金に寄付している。基金は、日光杉並木保護活動などの自然環境の保護・保全活動のほか、ボランティア団体への支援活動、地域環境美化活動等の地域に根ざした環境活動を助成している。

著作権の関係で掲載
不可

D 一般市民を対象とした啓発活動・情報提供

【どんぐりから森をつくる】

T社では、どんぐり植樹活動（「どんぐりを拾う」、「育てる」、「苗木にして山へ移植する」という一連の活動）を1993年より行っており、「NPOどんぐりの会」の協力を得て、首都圏在住者を対象に「どんぐり植樹活動ツアー」を開催している。

この活動を、環境啓発活動の一環としてとらえ、継続的に取り組んでいる。

著作権の関係で掲載
不可

E 従業員等を対象とした啓発活動・情報提供

【社員のボランティア情報提供システムを構築】

N社では、1993年から社員向けにボランティア情報提供システムを導入している。

「ボランティアに関心はあるが、どうしていいかわからない」と思っている社員とその家族に、興味ある分野（森林保全、福祉等）を登録してもらい、その登録内容に応じた情報を随時提供している。

F 従業員等の森づくり・緑化ボランティア参加

【社員ボランティアによる森林整備】

○社では、国有林の「ふれあいの森」制度を活用して、群馬県内の国有林において、社員ボランティアの参加による除伐、つる切り、下刈り等の森林整備活動を実施している。

森林ボランティア団体の指導を受けて作業を実施し、毎回、50名程度の社員が参加している。

著作権の関係で
掲載不可

G 借受森林の保護・保全

【社員参加型の森づくり活動】

○社では、1999年から国有林の「法人の森林」制度等を活用して、社員参加型の森づくりを実施している。

全国各地の企業グループにおいて、植樹活動に加えて、緑化運動や“森・水・CO₂・エネルギーの循環”をテーマとした勉強会なども実施している。

著作権の関係で
掲載不可

H 工場等自社敷地の緑化・管理

【工場内の桜や小川の維持管理】

○社のK工場内には、樹齢40年以上の桜の木80本と竹林などがあり、緑豊かな緑地として維持管理に力を入れ、公園型工場と呼ばれている。

また、H工場を横切る水路を適切に管理することで、メダカの生息の保護と川に生息するカワナを利用したホタルの繁殖に取り組み、地域のビオトープとして親しまれている。

著作権の関係で
掲載不可

I 自然観察・森林活用指導者等の育成

【学生を対象に環境教育インストラクター養成】

○社では、(社)日本環境教育フォーラムと協力して、大学生など学生を対象に「環境教育インストラクター実践講座」を開催している。

「21世紀型『森の人』づくり」をテーマに掲げ、環境教育の基礎を学んでもらおうと、「オーク・ヴィレッジ」(岐阜県)と「キープ・フォレスト・スクール」(山梨県)にて合宿参加型の体験講座を開催している。

修了生の中には、自然公園のレンジャー、環境NGOの職員、学校教師等様々な環境教育の場で活躍する者も現れている。

著作権の関係で
掲載不可

J 企業所有林の保護・保全・有効利用

【森林博物館を設立】

○社は、北海道の社有林の一つに2000年7月、「森林博物館」を設立した。「森林博物館」は、樹木の品種改良、森林と環境の研究、○社の植林の取組などを広大なスペースに展示するフィールドミュージアムになっている。

さらに、障害者の方々も森林浴を楽しめるよう、27haの広大な実験林の中に車イスでも入れるバリアフリー・ゾーンを整備し、開放している。

著作権の関係で
掲載不可

K 自然体験活動・森林環境教育の実施・運営

【自然体験プログラムの提供】

○社では、国有林と「法人の森林」契約を締結した上で、当該契約地において、「森林と水の学校」を開催し、森林とふれあうプログラムの提供を通じて、森林環境教育の場として、積極的な活用を図っている。

著作権の関係で
掲載不可

L ニュービジネス

【国有林を対象とした自然体験ツアーの提案】

○社では、国有林の自然休養林をフィールドに、子供たちを対象とした森林教室、自然観察会等を実施する自然体験型のツアーを展開している。

著作権の関係で
掲載不可

2 森林・林業分野におけるCSR活動の受入体制

(1) 森林・林業への国民の支援

〔1 手入れが十分でない森林〕

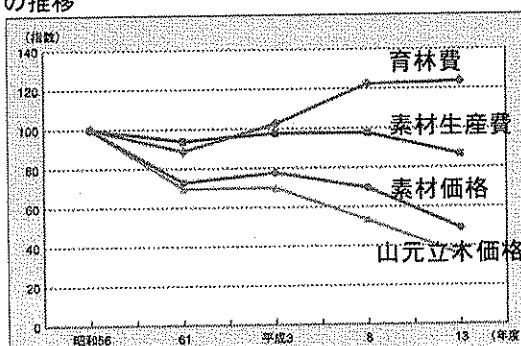
- 薪炭材や落葉の利用が減少し、農山村の過疎化等の影響もあり、放置された里山林が多く見られている。
- 木材価格の低迷等による森林所有者の施業意欲の減退や、不在村所有森林の増加により、手入れが十分でない人工林が見られている。

〔2 森林の多面的機能への期待〕

森林は国土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、近年ではCO₂吸収や癒し効果の機能が注目されている。

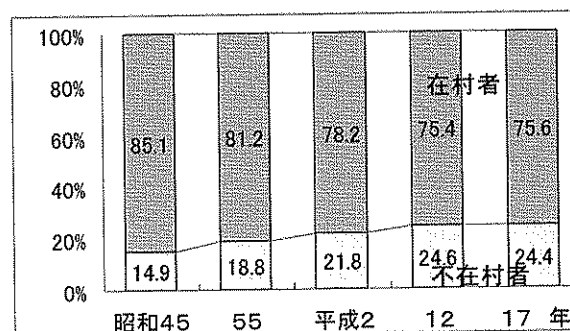
これらの多面的機能を持続的に発揮させていくために、森林を良好な状態に保っていくことが課題となっている。

育林費、素材生産費、素材価格及び山元立木価格の推移



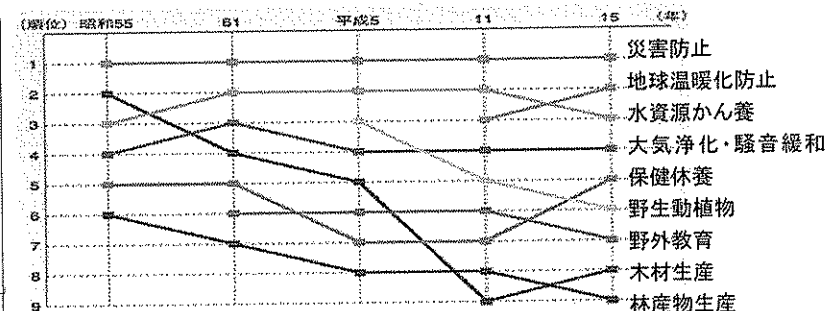
資料：(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、農林水産省「育林費結果報告」、「木材価格」、林野庁「素材生産費等調査報告書」
注：いずれもスギで昭和56年の費用(価格)を100とした場合の指数。素材生産費は主伐時のもの、育林費用は1～50年生までに係る費用で林木資本利子は含まない。また、山元立木価格は利用材積1m³当たりの価格である。

在村者・不在村者別の私有林面積割合の推移



資料：「2000年世界農林業センサス」

森林に対する期待の推移



資料：内閣府「森林・林業に関する世論調査」(S55)、「みどりと木に関する世論調査」(S61)、「森林と緑に関する世論調査」(H5)、「森林と生活に関する世論調査」(H11,15)
注：回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。また、選択肢は、特にない、わからない及びその他を除き記載している。

〔3 森林・林業への国民の支援〕

国民が恩恵を受け、多面的機能の発揮が望まれている森林の整備・保全を進めていくためには、林業・木材産業自らの努力とともに、国民からの幅広い支援が必要である。

(2) 国民参加の森林づくり

- 森林の整備・保全を社会全体で支えていくためには、広く国民の理解と参加を得ることが重要。
- このため、「国民参加の森林づくり」（国民が自発的に行う森林の整備・保全に関する活動）を推進しているところ。
- 最近の動向として、国有林における「法人の森林」の取組に続いて、都道府県における企業の社会貢献活動の受入れの仕組みづくりが進むなど、「国民参加の森林づくり」における企業の位置づけが高まりつつあるところ。

国民参加の森林づくり

～国民が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備・保全に関する活動～

- 植樹祭、育樹祭、体験イベント等
- 森林ボランティア活動
- 緑の募金
- 学校林活動
- 緑の少年団活動
- 森の聞き書き甲子園
- 「ふれあいの森」、「法人の森林」等の国有林における取組
- 企業の社会貢献活動

近年、各地で活発化

推進策

- ・ 全国植樹祭等の開催
- ・ ボランティア・ネットワークの整備
- ・ ボランティア・リーダーの育成
- ・ ボランティア相談窓口の設置
- ・ 緑化推進運動功労者の表彰
- ・ 緑化技術の開発・普及
- ・ 国有林における「ふれあいの森」、分収林制度等の活用

（森林・林業基本法）

第16条 国は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動が促進されるように、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

広く国民の理解と参加を得て森林の整備・保全を社会全体で支援

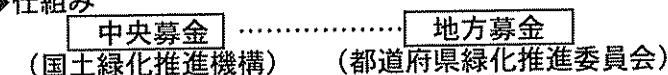
(3) 緑の募金

- 「緑の募金」は、募集した寄付金を①森林の整備、②緑化の推進、③森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力に用いることを目的に実施。
- また、平成17年から森林の整備活動等を通じて社会貢献活動に取り組む企業の多様なニーズに応えるため、特定の目的や地域の森林の整備活動等に用途を限定した募金（用途限定型募金）を実施。

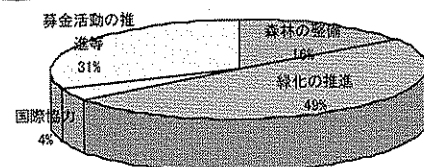
◆経緯

昭和25年：「緑の羽根」募金の開始
平成7年：「緑の募金法」の制定

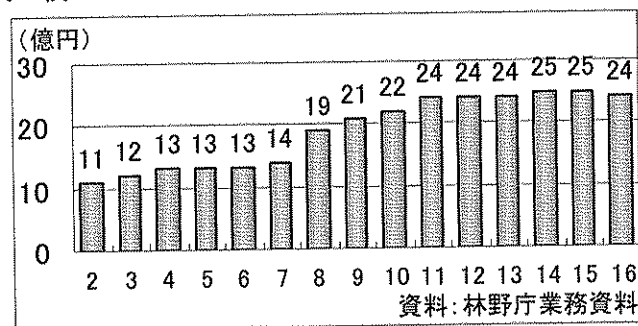
◆仕組み



募金の用途 (H16)

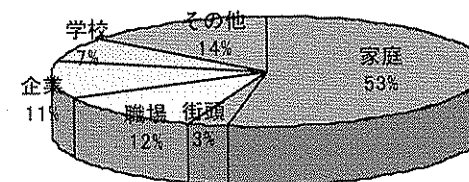


◆実績



注：寄附金総額（全国）は、（社）国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会への募金合計額

◆寄付金の内訳 (H16実績)



資料：林野庁業務資料

(注)・店舗に募金箱を設置して協力するもの等は「その他」に区分。
・企業募金は275百万円（平成16年実績）。

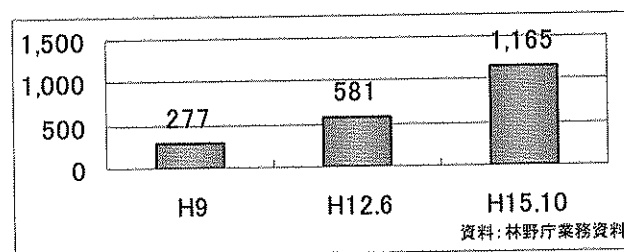
◆用途限定型募金

「花粉の少ない森林づくり」、「災害に強い森林づくり」、「耕作放棄地の森林づくり」など、限定された用途に対して企業が寄付を行うもの。
寄付を受けた国土緑化推進機構は、対象森林の選定や森林づくりを行う森林ボランティア団体等との調整を行うとともに、募金した企業に対して事業成果の報告を行う。

(4) 森林ボランティア活動への支援

- 森林への関心の高まりを背景として、森林づくりを目的としたボランティア団体数は大きく増えている。
- このような中、企業の社員や顧客による森林ボランティア活動も多く見られるようになってきている。

◆森林づくりを目的としたボランティア団体数の推移



◆民有林における森林ボランティア活動促進のための支援事業

- 森林ボランティア活動等の支援
森林ボランティア団体が参加者を公募して行う植樹・育樹等の森林整備・保全活動に対して支援
- 森林ボランティアネットワークの構築
森林ボランティア活動等に関するデータベースの整備と提供、森林ボランティア活動を中心とした多様な関係者の連携・協力を促進するための地域森林ネットワークの構築に対して支援
- 森林ボランティアの育成
森林ボランティア団体への助言を行う地域的リーダー養成研修の開催に対して支援

(注)「緑の募金」においても、森林ボランティアによる里山や水源林の整備活動等に対して支援

◆国有林における「ふれあいの森」の取組

「国民参加の森林づくり」を推進するため、国有林野内に「ふれあいの森」を設定しており、当該国有林において、森林管理署等と協定を締結したボランティア団体が自主的な森林づくり活動を展開している。
当該取組は平成11年度から実施。

著作権の関係で掲載不可

＜設定箇所＞ 全国145箇所
＜H16年度活動実績＞ 延べ13千人
4,667ha
(平成16年度末現在)

◆企業の社員や顧客による森林ボランティア活動の実施

【社員が地域のボランティアグループの活動に積極的に参加している事例】

T社では、地元の「鳥海山にブナを植える会」が、鳥海山の西麓の国有林を中心に進めているブナの植栽、下刈り等の保育管理の活動に、社員がボランティアとして、毎年積極的に参加・協力している。

著作権の関係で掲載不可

(5) 森林整備活動を通じた企業の社会貢献活動の受入に係る取組状況

- 国有林においては、「法人の森林」制度を通じて、企業の社会貢献活動の受入を積極的に推進している。
また、都道府県においても、社会貢献活動の一環として森林の整備に参画したいと考えている企業と森林所有者等とのマッチングを行う事業（「企業の森」等）が活発になってきている。

◆国有林における企業の「法人の森林」活用事例

P社	育児用品を扱うP社は、赤ちゃんが誕生した家族を毎年募集し、「法人の森林」制度を活用して植樹活動を行う「赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を実施している。 このキャンペーンでは、家族による植樹活動のほかに、赤ちゃんの名前を現地のログハウスに表示するとともに、植樹記念証明書を発行し、参加者から好評を得ている。	著作権の関係で掲載不可
N社	食品産業のN社は、企業として環境活動を行う上で適した方法として、国有林の「法人の森林」制度を選択し、兵庫県と茨城県の全国2箇所の国有林に「みんなの森林」を設定している。 顧客が購入したN社の商品の収益の一部が、「みんなの森林」の植樹などの費用に役立てられることから、顧客の商品購入が環境保全活動への参加につながることを、自社のホームページを通じて、積極的にPRしている。	著作権の関係で掲載不可
S社	酒類、清涼飲料関係メーカーであるS社は、九州の阿蘇外輪山において、工場の水源地域に当たる102ヘクタールの国有林を対象に、「法人の森林」制度を活用した「天然水の森」を設定している。 「天然水の森」では、工場の環境コーナーの見学と併せて、インストラクターによる森林教室やネイチャーゲーム、植樹や育林活動などを体験できる「森と水の学校」を開催し、森林環境教育のフィールドとしても積極的に活用している。	著作権の関係で掲載不可

◆都道府県における「企業の森」等の設定状況

→ 平成16年度末時点で、都道府県を通じて把握した「企業の森」等は全国で94箇所。
そのうち75%は平成12年度以降（5年以内）に設定されたものである。

（都道府県における「企業の森」等の取組事例）

名 称	取 組 内 容
水源林パートナー制度 （神奈川県）	神奈川県では、県の水源地域を「水源の森林エリア」に指定し、公益的機能の高い森林づくりを目指して、私有林の公的管理・支援を行う「かながわ水源の森林づくり」を実施。 「水源林パートナー」制度は、「水源の森林エリア」内の森林の整備に対し、企業等から5年以上継続した定額の寄付を募るもので、寄付を行う企業は、県と覚書を締結し、特定の森林に水源の森林づくりに参加・協力している旨の表示ができ、この森林を核として森林活動を行うことが可能。 平成10年度から取り組み、現在まで、21企業・団体が参加。
森林の里親促進事業 （長野県）	長野県では、県が企業と地域を仲介して、企業と地域の協働による森林づくりを進めている。 県が、森林の整備を必要とする地域の森林の情報を企業に提供し、企業のニーズに合えば、企業と森林を所有する集落等が森林整備の内容や資金の提供等に関する契約を締結し、企業が森林の整備活動に参画するというもの。 平成15年度の事業開始から現在まで、12の企業が参加。
企業の森 （和歌山県）	企業、労働組合等が、県内の森林を賃借または所有し、当該森林において、企業等が森林の管理・育成を行うもの。県が、コーディネート役として、企業等と地域（市町村、森林所有者、森林組合等）の橋渡しを行う。 企業等は、当該森林を社会貢献活動のフィールドとして活用するだけでなく、山村地域との交流活動フィールド、社員等のレクリエーションのフィールドとして活用が可能。 平成15年度の事業開始から現在まで、10企業・団体が参加。

（注）公表資料をもとに林野庁で作成。

このほかにも、山形県、千葉県、山梨県、大阪府、高知県で森林の整備活動を通じた企業の社会貢献活動を受け入れる体制が整備されている。

(6) 林野庁における企業のCSR活動への支援策

① 国有林の「法人の森林」制度

- 国有林では、企業等による社会・環境貢献活動の受け入れを、分収林制度を活用した「法人の森林」を通して、平成4年度から全国で展開しているところ。

◆ 国有林における「法人の森林」とは

- 企業等と国が共に森林を造成・育成し、伐採後に収益を一定の割合(持分割合→契約者：国＝7：3)で分け合う制度。
- 天然林等について、伐採しないことを前提とした契約も可能。
- 「分収育林」と「分収造林」の二つの制度がある。

【分収育林】 国有林野内の育成途上の森林について、契約者が費用の一部を負担し、森林整備に参加する制度。

- ・ 契約期間 → 60年以内
- ・ 対象森林 → 人工林(18年生以上)、天然林

【分収造林】 国有林野内において、契約者自らが植栽とその後の保育を行う制度。

- ・ 契約期間 → 80年以内
- ・ 対象森林 → 立木を収穫した跡地など

◆ 「法人の森林」を活用する企業のメリット

【環境貢献PR】

- 環境問題に取り組んでいる企業姿勢をアピールできる。
- 林野庁が契約箇所の環境貢献度を計算・評価し、企業に通知。企業はこの評価結果を環境レポート等で利用可能。

【「法人の森林」契約地の活用】

- 会社の名称、森林造成の趣旨を掲げた看板の設置が可能。
- ベンチ、遊歩道、あずまやの整備が可能。
- 社員や顧客とのふれあいの場として活用できる。
- 植樹、下刈りなどの体験作業、森林浴に利用可能。

【収益面】

- 契約満了時に、立木を販売した収益を国と持分割合に応じて取得可能。

◆ 「法人の森林」の実績

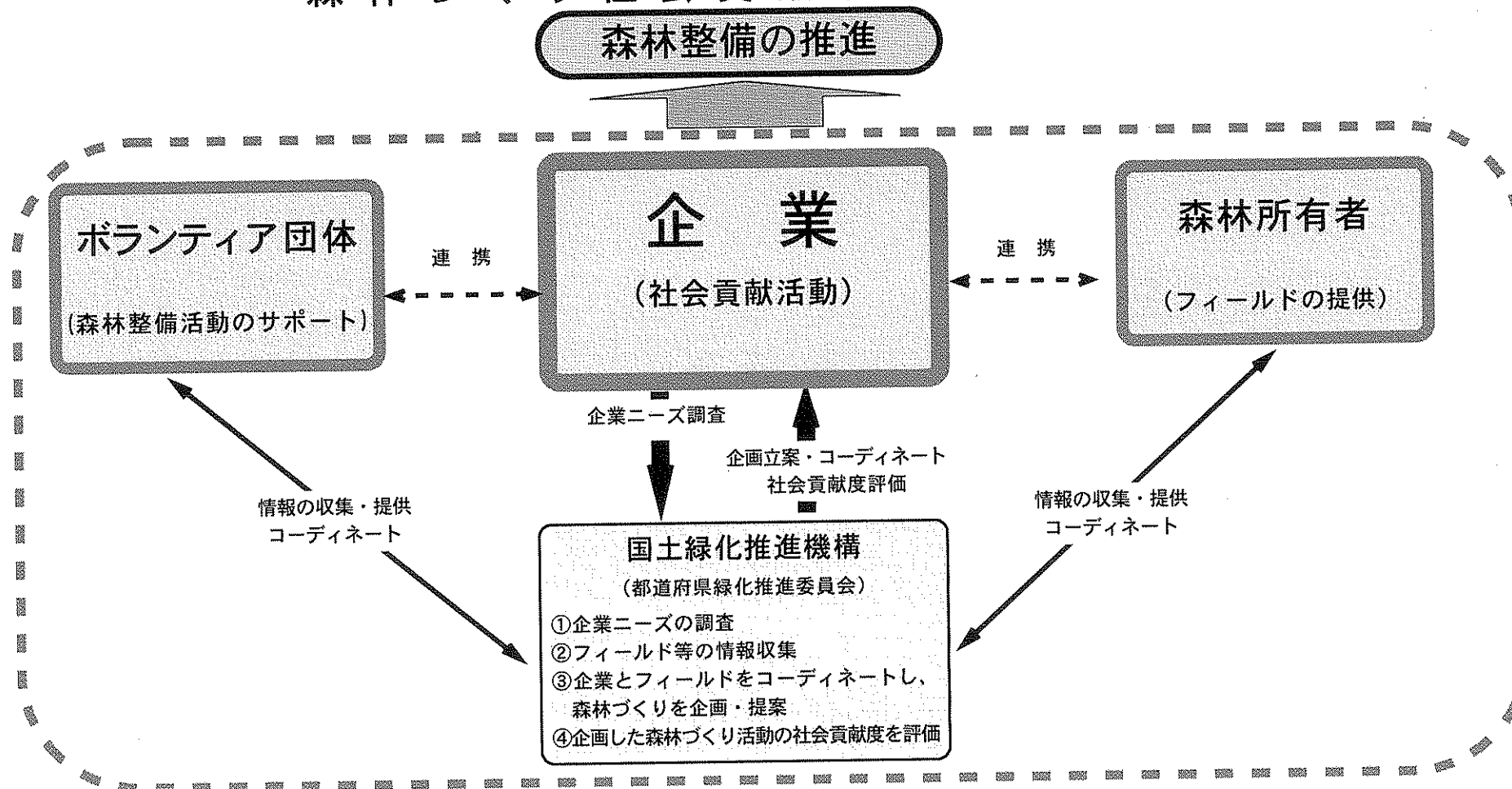
- 制度開始の平成4年度からこれまで、全国各地(399件)で約1,864ha、140法人が参加している。

(注) 平成17年3月31日までの実績

②民有林を対象とした「森林づくり社会貢献活動推進事業」

- 林野庁では、企業等が行う森林整備が円滑かつ幅広く展開されるよう、企業の社会貢献ニーズ調査、森林づくり活動企画書の作成等に対して支援を行う「森林づくり社会貢献活動推進事業」を平成17年度より実施。

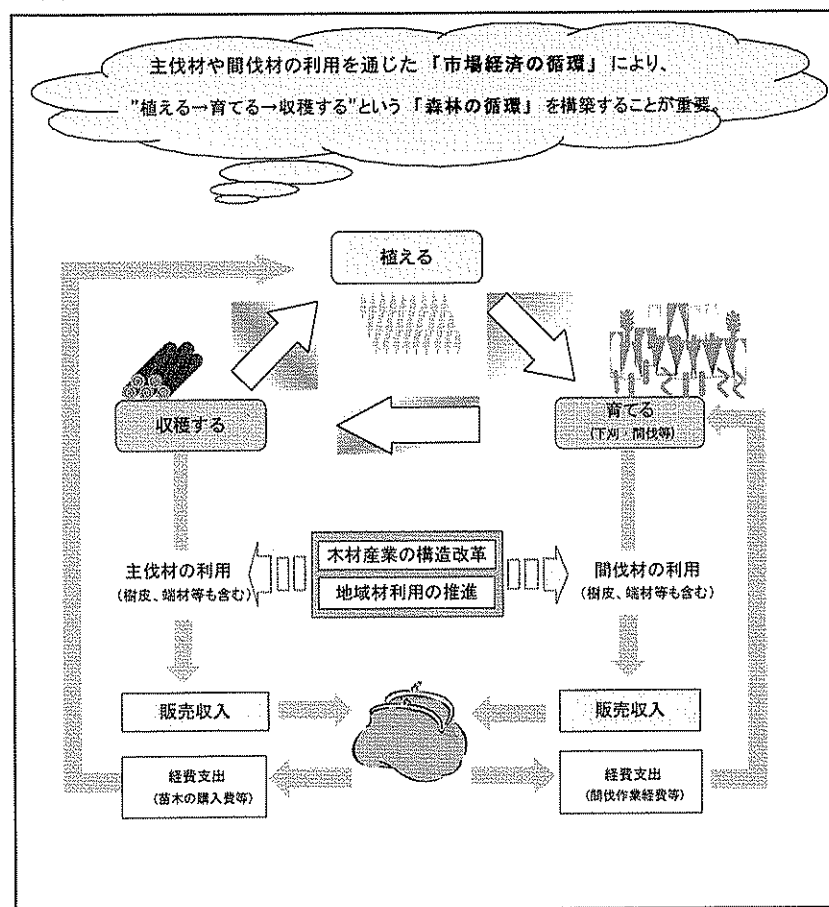
森 林 づ く り 社 会 貢 献 活 動 推 進 事 業



(参考) 木づかい運動の推進

- 企業における資材や物品調達において、国産材を利用した製品を選択・購入することが、森林整備を資金的に支えることにつながるという観点から経済界と連携した取組を展開しているところ。

◆国産材利用と森林整備

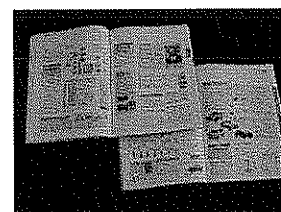


◆地球温暖化に取り組む産業界の決意（抜粋） (社)日本経済団体連合会（2005年2月15日）

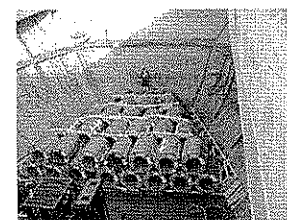
・・・間伐材利用など国産材利用の拡大に繋がる消費活動、そしてバイオマス燃料の利用推進等、多様なプログラムを通じた国内外の吸収源対策への取組が求められる。

◆企業における国産材製品利用の取組事例

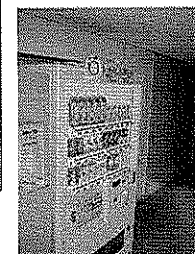
- 環境報告書に国産材を含む印刷用紙を採用



- 鋼材運搬用ダンネージに国産材を採用



- カートカンを採用



◆木づかい運動における企業との連携

- 企業向けセミナーの開催
- 木づかい運動への協力を行った企業への感謝状の贈呈
- 国産材製品調達の働きかけや意見交換の実施

3 主な社会貢献活動の受入施策に対する企業の意見等

企業の社会貢献活動の受入を行う主な施策等	左記施策等に対する企業の意見等 〔「森林づくりに関する企業との懇談会」等 における企業等の意見を集約したもの〕	企業の関係各方面への期待 〔「森林づくりに関する企業との懇談会」等 における企業等の意見を集約したもの〕
①都道府県において、企業の社会貢献活動の受入を行う「企業の森」等 ・神奈川県「水源林パートナー制度」 ・和歌山県「企業の森」など	・都道府県が関与することから企業が参加しやすい ・各都道府県に取組が拡大しつつあるが、まだ一部の県にとどまっている ・活動対象地の選定、活動計画の作成、所有者との協定締結等への地方自治体の関与があると企業が乗りやすい ・里山整備などの名目があれば参加しやすい ・自身で森林を所有するのは調整や手続きが面倒で、土地を買って活動するというファンドがあれば乗りやすい	地域関係者に対して ・地域の森林を将来どのような形にもっていくのかビジョンを明確に示して欲しい ・取組実現のため、地域と企業がそれぞれ担う役割の明確化 NPO等に対して ・企業と地域との間のコーディネート機能の発揮 ・森林整備、環境保全、森林環境教育、安全管理等のノウハウの提供
②国有林における分収林制度を活用した受入（「法人の森林」）	・まとまった用地の確保が容易 ・複数の森林所有者を対象とする私有林と違って手続きがスムーズ ・「環境貢献度評価」が好評 ・契約期間が20年～50年程度と長い ・分収木に対する投資になることから、投入経費が契約満了時まで損金に算入できない（投資した資金の回収を考えている企業は少ない）	一般行政に対して ・各都道府県における企業の社会貢献活動の受入体制の整備 ・企業と地域・NPOとの仲介・橋渡し ・森林整備を通じた社会貢献活動のノウハウ、地域の受入体制等に係る情報提供 ・社会貢献相談窓口の充実
③「緑の募金」における企業募金 ・通常の募金 ・使途限定型募金 ・募金活動への協賛	・認知度が非常に高く、寄付に当たって、企業内部のコンセンサスが得られやすい ・使途限定型募金は企業による支援箇所を具体的にPRできることから好評	国有林に対して ・まとまったフィールド（森林）の提供 ・企業がより参加しやすい受入体制の充実 ・「環境貢献度評価」の推進
④企業、財団、基金等によるNPO等が行う森林の整備活動等への支援 ・イオン環境財団 ・農林中金森林再生基金 ・日本経団連1%クラブ など	・NPO等の活動を通じて、より具体的なCSR活動をアピールできる。 ・企業とNPOが連携した取組はまだ少なく、企業はNPOとの連携を模索している。	

4 企業の森林整備活動に関する検討会の主要論点と検討方向

主要論点1 森林整備活動への参加意欲の喚起

視点 企業の参加意欲を喚起し、新規参入を拡大するにはどのようにすべきか

- 方策**
- 森林整備を行う動機付け
 - 森づくりを行う企業グループの組織化
 - 企業・関係者間の交流

検討方向

- 企業がアピールしやすいテーマの森づくり
(例：花粉症対策、温暖化防止、世界遺産周辺の保全、海岸マツ林の保全再生、野生鳥獣の被害跡地の復旧等)
- 企業グループの仕組みづくり
- 企業を対象としたシンポジウムや研修の開催

主要論点2 森づくりの場の確保

視点 企業が森づくりフィールドを確保し、直接又はNPO等と連携して森林整備を進めるためにはどうすべきか

- 方策**
- フィールドの確保
 - ・森林利用協定を締結
 - ・社有林を購入
 - ・分収林の契約を締結
 - NPO等との連携

検討方向

- 森林所有者、企業、NPO等を結ぶ仕組みづくり
- 企業やNPOへの情報提供の充実
- 企業の参入を支援する仕組みづくり
- 国有林の受入体制の充実

主要論点3 企業の資金提供の促進

視点 企業の緑の募金等への資金提供を促して森林整備を進めるためにはどのようにすべきか

- 方策**
- 緑の募金への寄付
 - ・通常の募金
 - ・使途限定募金
 - ・募金活動への協賛
 - 企業による基金の造成

検討方向

- 寄付による森林整備の効果を企業の環境レポート等へ反映
- 使途限定募金の充実
- 販売・消費を通じて環境保全活動に貢献する商品の提供

主要論点4 森林整備活動の評価

視点 企業の森林整備活動を評価し、企業の活動を推奨するためにはどのようにすべきか

- 方策**
- 森林整備活動を定量的に評価
 - 企業の活動事例の紹介
 - 企業への表彰、ランキング

検討方向

- CO₂吸収量等の定量的評価の提供
- 表彰の充実
- HP等を活用した企業の活動のPR